

伊勢市商談会等出展支援事業補助金 利用者募集について

伊勢市内の中小企業者及び中小企業団体等が、販路拡大や新規需要開拓のために、商談会や見本市などに出展する費用の一部を補助します。 【予算額】 1, 700千円

補助対象者	伊勢市内で1年以上事業を行っており、市税の滞納がないもので、次に掲げるもの。 ○伊勢市内に主たる事業所を有する中小企業者 （中小企業基本法第2条に規定する中小企業者） ○伊勢市内に主たる事務所を有する中小企業団体等 （商工会、商工会議所及び中小企業団体の組織に関する法律第3条に規定する中小企業団体）
補助対象事業	販路拡大や新規需要開拓のために、国内外で開催される商談会、展示会、見本市、WEB商談会等へ出展する事業 ※補助金の交付決定以降に商談会等に出展する事業で、事業完了から<u>30日以内または令和8年3月31日(火)までのいずれか早い日までに実績報告を行うことが可能な事業。</u> ※一般消費者への販売が主な物産展、即売会等は対象外です。 ※伊勢市が主催又は共催する商談会等は対象外です。 ※WEB商談会に出展する事業の場合、次の条件を満たすものが対象です。 ①WEBページに「WEB見本市」、「オンラインEXPO」、「WEB商談会」及びこれらに準ずる表記があるもの。 ②主催者が開催期間を指定しているもの。 ③商談実績が把握でき、成果物の確認ができるもの。
補助金額	〔対面による商談会の場合〕 ・出展に要する小間料に相当する額 →国内での出展の場合は上限10万円 →海外での出展の場合は上限20万円 ・出展に要する装飾費及び広告宣伝費に相当する額 →国内外ともに上限5万円 〔非対面による商談会（WEB商談会）の場合〕 ・出展に要する参加費に相当する額 →国内外ともに上限5万円 ・企業情報などの掲載料に相当する額 →国内外ともに上限5万円 ※振込手数料は対象外です。 ※伊勢市以外からも補助金等を受ける場合は、その額を控除した額を補助対象経費とします。 ※海外の商談会へ出展の場合、小間料等の金額については、支払時点での為替レートにて算出します。

募集時期	令和7年4月1日（火）から随時 （ただし、先着順で受付け、交付決定額が予算額に達した時点で受付を終了します。）
交付申請の方法	「伊勢市商談会等出展支援事業補助金交付申請書」に必要事項等ご記入のうえ、次の書類を添付して伊勢市役所商工労政課の窓口までご提出ください。 ○市税に関する調査同意書 ※同意書に代えて、市税の滞納がないことを証明する書類（完納証明書）の提出も可能です。 ○出展する商談会等の出展案内又はパンフレット類 （出展に要する経費について金額が明記されているもの） ○申請者の概要を示すパンフレット類（ある場合）

※商品券・金券・仮想通貨・クーポン・（クレジットカード会社等から付与された）ポイントでの支払い、小切手・手形での支払い、相殺による決済は対象外です。

※同一の補助対象者が補助金の交付を受けられるのは、年度内1回限りです。**ただし、令和5年4月1日以降、同一の補助対象者につき、通算して3回を限度とします。**

※伊勢市以外からの補助金を受ける場合は、本補助金を受けることにより、伊勢市以外からの補助金を受けられなくなる恐れがあります。申請の際は、ご確認の上お申し込み下さい。

※装飾費については、補助事業のための会場における設営に要する費用（社名パネル・パーテーション・電気代等）及び備品の借用に要する費用（テーブル・椅子・展示台等）が対象となります。

※広告宣伝費については、補助事業のためのパンフレット・チラシ・ポスター・商品パネル・のぼり等の作成に要する経費が対象となり、補助事業の目的から外れ、通常の営業活動で活用することを主目的とした経費は対象外となります。

◆問合せ◆（申請書の提出先）

伊勢市産業観光部商工労政課商工係（伊勢市役所東館3階 306番窓口）

〈電話〉0596-21-5512 〈FAX〉0596-21-5651 〈mail〉syoko@city.ise.mie.jp